

(参考)

平成29年度保育料(案)

1号認定子ども

(単位：円・月額)

区 分		階層	保育料月額
生活保護世帯		1	0
市区町村民税所得割非課税世帯		2	2,100 (0)
うち、ひとり親世帯等および障害者同居世帯		2減	0
市区町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	3	6,700 (3,350)
	うち、ひとり親世帯等および障害者同居世帯	3減	2,100 (0)
	77,101円以上144,000円以下	4	11,700 (5,850)
	144,001円以上211,200円以下	5	15,900 (7,950)
	211,201円以上	6	19,800 (9,900)

- ▼上表の保育料月額欄のうち、左記は第1子の金額(徴収基準額)を、()書きは第2子の金額(徴収基準額の半額)を表します。
- ▼保育料額は、4月から8月までは平成28年度市区町村民税所得割課税額の状況で、9月から翌年3月までは平成29年度市区町村民税所得割課税額の状況で、それぞれ決定します。
- ▼保育料額は、在園児が同じ世帯の兄弟を小学3年生から数えて2番目のときは半額、3番目以降のときは無料。ただし、市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、算定対象の子ども(保護者と同一生計の場合に限る。)の年齢にかかわらず、1人目が基準額、2人目が半額、3人目以降が無料。
- ▼保育料とは別に、給食費や通園バス代などを実費徴収する施設があります。
- ▼市立幼稚園の保育料は、市条例により別途定められています。
- ▼子ども・子育て支援制度によらない(1号認定を受ける必要のない)私立幼稚園の保育料は、従来どおり施設が決定します。

(参考)

平成29年度保育料(案)

2号・3号認定子ども

上段	第1子「徴収基準額」
下段	第2子(基準額の半額)

(単位:円・月額)

区分	階層	2号認定子ども		3号認定子ども		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	
市区町村民税非課税世帯	B01	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)	
市区町村民税所得割額の区分が 次の区分に該当する世帯(★)	48,600円未満	C01	11,500 (5,750)	11,400 (5,700)	13,600 (6,800)	13,400 (6,700)
	48,600円以上 57,700円未満	D01'	18,900 (9,450)	18,600 (9,300)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	57,700円以上 97,000円未満	D01	18,900 (9,450)	18,600 (9,300)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
	97,000円以上 121,000円未満	D02	25,700 (12,850)	25,300 (12,650)	27,800 (13,900)	27,400 (13,700)
	121,000円以上 169,000円未満	D03	31,100 (15,550)	30,600 (15,300)	33,300 (16,650)	32,800 (16,400)
	169,000円以上 301,000円未満	D04	37,700 (18,850)	37,100 (18,550)	39,600 (19,800)	39,000 (19,500)
	301,000円以上 397,000円未満	D05	42,300 (21,150)	41,600 (20,800)	44,000 (22,000)	43,300 (21,650)
	397,000円以上	D06	45,400 (22,700)	44,700 (22,350)	46,800 (23,400)	46,100 (23,050)

◆B01階層、C01階層、D01'階層、D01階層のいずれかの、ひとり親世帯等および障害者同居世帯の場合

市区町村民税非課税世帯	B01減	0	0	0	0	
★	48,600円未満	C01減	4,000 (0)	4,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
	48,600円以上 57,700円未満	D01'減	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)
	57,700円以上 77,101円未満	D01減	4,500 (0)	4,500 (0)	6,700 (0)	6,700 (0)

▼保育料額は、4月2日現在の年齢を基準とします。

▼保育料額は、4月から8月は平成28年度市区町村民税所得割課税額の状況で、9月から翌年3月は平成29年度市区町村民税所得割課税額の状況で、それぞれ決定します。

▼2人以上入所の場合は、1人目が基準額、2人目が半額、3人目以降が無料。(兄弟が幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部または情緒障害児短期治療施設通所部に入所、もしくは児童発達支援または医療型児童発達支援を利用する就学前児童も算定対象人数に含む。)ただし、市区町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、算定対象の子ども(保護者と同一生計の場合に限る。)の年齢にかかわらず、1人目が基準額、2人目が半額、3人目以降が無料。

▼保育料とは別に、給食費や教材費などを実費徴収や上乗せ徴収する保育施設があります。

▼18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を3人以上扶養し、そのうちの第3子以降が保育施設に入所している世帯について、多子世帯保育料軽減措置が適用されます(1ページ参照)。